

○医師が産前産後に利用できる制度一覧

		適用就業規則		
		臨床研修医	診療医	常勤(教員等)
常勤・非常勤		非常勤	非常勤	常勤
産前休暇		出産予定日前日から8週間（短縮可） (1)出産予定日前日から6週間:有給 (2)上記有給期間を除く期間:無給	出産予定日前日から8週間（短縮可） (1)出産予定日前日から6週間:有給 (2)上記有給期間を除く期間:無給	出産予定日前日から8週間（短縮可） 有給
産後休暇		出産日翌日から8週間 ¹⁾ 有給	出産日翌日から8週間 ¹⁾ 有給	出産日翌日から8週間 ¹⁾ 有給
育児休業	出生時育児休業 (産後パパ育休)	取得可(男性職員のみ) 出産日翌日から8週間を経過する日までの期間 ※2回に分割取得可(要一括申し出)	取得可(男性職員のみ) 出産日翌日から8週間を経過する日までの期間 ※2回に分割取得可(要一括申し出)	取得可(男性職員のみ) 出産日翌日から8週間を経過する日までの期間 ※2回に分割取得可(要一括申し出)
	育児休業	取得可 上記期間を除く子供が1歳になるまで ²⁾ (要件を満たせば2歳まで延長可) ※2回に分割取得可(1歳まで)	取得可 上記期間を除く子供が1歳になるまで ²⁾ (要件を満たせば2歳まで延長可) ※2回に分割取得可(1歳まで)	取得可 上記期間を除く子供が3歳になるまで ²⁾ ※2回に分割取得可
育児休業給付金		給付可(原則卒後2年目以降) ※給付にあたっては各種条件あり 担当:病院課臨床研修係	給付可 ※給付にあたっては各種条件あり 担当:病院課病院管理係	給付可 ※給付にあたっては各種条件あり 担当:総務課給与係
産前産後休暇・ 育児休業中の兼業		兼業禁止	規制する内規はないものの、 育児休業給付金を受給している場合、 返納が必要になる可能性がある。	兼業規程に基づく許可が必要 ※育児休業等の趣旨に照らし合わせて、 一般的には許可は困難と考えられる。

1) 産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた場合は除く

2) 父母同時取得に係る制限はあるものの、適用される就業規則に問わず男性も取得可

3) 臨床研修医及び診療医の育児休業の延長については、要件を満たした場合に段階的に延長可(原則1歳→延長①1歳6か月→延長②2歳)

○その他休暇制度一覧

	適用就業規則		
	臨床研修医	診療医	常勤(教員等)
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、 年5日 (体外受精等の場合は10日) 単位:1日又は1時間(有給)		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合、 14日の範囲内 単位:1日、1時間又は1分(無給) ※時間、分単位で使用した場合の残日数の計算は1日使用したとみなす		
育児参加休暇 (男性向け)	配偶者の出産予定日の6週間前から 産後1年間において5日以内	配偶者の出産予定日の8週間前から 産後1年間において5日以内 単位:1日又は1時間(有給) ※生まれてくる子が第一子の場合は、産後期間のみ取得可能	
配偶者出産休暇 (男性向け)	配偶者が出産するため 病院に入院する等の日から 出産の日後2週間を経過するまでの間、 2日以内	配偶者が出産するため 病院に入院する等の日から 出産の日後2週間を経過するまでの間、 3日以内 単位:1日又は1時間(有給)	
育児休暇	生後2年に達しない子を有する職員が その子を育てる場合、 1日あたり1時間30分以内 単位:30分以上(無給) ※男性職員にあっては、配偶者が当該子を育てることができる場合を除く	生後2年に達しない子を有する職員が その子を育てる場合、 1日あたり2時間以内 単位:30分以上(有給)	
子の看護休暇	未就学児を養育する職員が、 その子の看護(予防接種や健康診断受診を含む)のため 勤務しないことが相当であると認められる場合、 1年のうち子ども1人につき5日以内 (子が2人以上の場合は10日を限度)	中学就学終期に達するまでの子を養育する職員が、 その子の看護(予防接種や健康診断受診を含む)のため 勤務しないことが相当であると認められる場合、 1年のうち子ども1人につき5日以内 (子が3人以上の場合は15日を限度) 単位:1日又は1時間(有給)	